

## 保険会社提示金額の倍以上の金額により示談成立したケース

### 交通事故

#### 事案の概要

10代 男性 会社員

相談者は、二輪車で交差点を直進進入しようとしたところ、対向車線の相手方車両が急に右折してきて接触し、転倒しました。

この事故により、相談者は腰椎破裂骨折の重傷を負い、2ヶ月入院、7ヶ月通院した後、「脊柱に変形を残すもの」として後遺障害11級の認定を受けました。

相手方保険会社から損害賠償額を提示されましたが、適正な金額かどうかかわからず、弁護士に相談することになりました。

#### 解決結果

相手方保険会社から提示された金額は既払い金（治療費・休業損害など）を除く390万円ほどでした。慰謝料が「保険会社支払基準により算出」とされており、裁判基準よりも低額でした。

そこで、相手方保険会社と交渉を行った後に、**交通事故紛争センターにあっ旋を申立て**、粘り強く交渉しました。

その結果、当初の賠償額の倍以上にあたる賠償金を**850万円**とするあっ旋案が提示された、示談成立に至りました。

#### 担当弁護士からひとこと

保険会社から賠償金の提示があった場合には、何はともあれ弁護士に相談すべきであるということを強く感じた事案でした。

後遺障害11級が認定されていたため、賠償金の増額の幅も大きかったといえます。

裁判になると長期に及ぶ可能性がある一方、交通事故紛争センターでは数回のあっ旋期日で、ある程度納得のいく賠償額で示談できることが多く、早期の解決は相談者にとっても大きなメリットでした。